舞鶴市・宮津市上下水道料金システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、舞鶴市上下水道事業及び宮津市上下水道事業（以下「２市」という。）が上下水道料金システムを更新・構築するにあたり、２市共同で公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務提案を公募し、業務に対する意欲、広域連携および業務の効率化、費用削減を達成するための審査を行い、最も適した事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

舞鶴市・宮津市上下水道料金システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「上下水道料金システム構築業務基本仕様書」、「上下水道料金システム構築業務個別仕様書（舞鶴市）」及び「上下水道料金システム構築業務個別仕様書（宮津市）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

【舞鶴市】

契約締結日 から 令和10年3月31日 まで

【宮津市】

契約締結日 から 令和10年4月28日 まで

(4) 提案上限額

- 提案見積額は、以下のアからウの各項目の上限額を超過した場合は失格とする。なお、本稼働以降の消費税について、税率の変更を伴う対応は別途協議とする。
- 金額はすべて消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- この見積額は、プロポーザルの審査に用いるためのものであり、契約時においては、提出された当該額を基本とし、発注者と受託候補者との協議内容に応じて契約額を決定するものとする。

【提案見積額に含まれる範囲】

見積もりの作成にあたっては、以下の費用を漏れなく含めること。

項目		見積額に含まれる内容・詳細
ア	システム構築 （イニシャル費用）	・システム構築費 ・ハードウェア、ソフトウェア費用 ・機器（PC、プリンタ、検針機器等）の費用（5年保証パック含む） ・初期設定費用 ・データ移行費（現行システムからのデータ抽出費用は除く） ・その他システムの構築・稼働開始に必要なイニシャル費用 ※「機器の5年保証パック」の費用は、金額が分かるよう内訳を記載すること。 ※共通費用の２市按分については、参加事業者が独自の合理的根拠に基づき算定し、その算定基準等を積算内訳書に明記

		すること。
イ	システム保守 （ランニング費用）	【委託期間】 　舞鶴市・宮津市：5年間（令和10年4月～令和15年3月） ・システム（ソフトウェア）の月額運用・保守、利用費用 ・水道標準プラットフォーム利用料（プラットフォーマー契約分とベンダー契約分の金額が分かるよう内訳を明示すること。） ・その他稼働後に必要なランニング費用 ※本契約期間終了後のシステム継続利用にかかる保守費用（6年目以降の年額保守費用）についても、参考費用として見積書に記載すること。 　なお、この参考費用は提案上限額および価格評価の対象外とする。
ウ	帳票作成印刷業務 （アウトソーシング）	【委託期間】 　舞鶴市・宮津市：5年間（令和10年4月～令和15年3月） ・帳票用紙の作成（毎年1回）・保管費用 ・帳票の印刷・圧着・納品費用 ・その他5年間に必要な印刷業務アウトソーシング費用

【舞鶴市・宮津市上限額】

区分	項目		上限額（税込）
舞鶴市	ア	システム構築（イニシャル費用）	６０，０００，０００円
	イ	システム保守（ランニング費用） （令和10年4月～令和15年3月　5年間）	２２，６００，０００円 （４，５２０，０００円／年）
	ウ	帳票作成印刷業務（アウトソーシング） （令和10年4月～令和15年3月　5年間）	３０，９００，０００円 （６，１８０，０００円／年）
	ア～ウの総計		１１３，５００，０００円
宮津市	ア	システム構築（イニシャル費用）	３５，０００，０００円
	イ	システム保守（ランニング費用） （令和10年4月～令和15年3月　5年間）	１３，９００，０００円 （２，７８０，０００円／年）
	ウ	帳票作成印刷業務（アウトソーシング） （令和10年4月～令和15年3月　5年間）	１７，４００，０００円 （３，４８０，０００円／年）
	ア～ウの総計		６６，３００，０００円
2市合計（ア～ウの総計）			１７９，８００，０００円

(5)　契約方法

- システム構築費用については、業務完了時の一括払いとする。
- システム保守費用及び印刷業務アウトソーシング費用については複数年契約とし、

各月毎に支払うものとする。以後、更新を見込んでいる。

3. プロポーザルの参加資格および業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加申込書の提出日から受託候補者の選定までの間において、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者を除く。
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者を除く。
(4) ２市の入札参加資格に登録がある若しくは登録要件に該当していること。
(5) ２市において入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加等除外措置を受けていないこと。
(6) ２市において暴力団等排除条例に該当しない者であること。
(7) 国税（消費税及び地方消費税）の滞納がないこと。
(8) ２市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあっては都民税）の滞納がないこと。
(9) 給水人口5万人以上の水道事業体でシステム導入実績を有していること。
(10) 情報セキュリティに関する認証（プライバシーマーク または ISO/IEC27001）を取得していること。
(11) 品質マネジメントシステムに関する認証（ISO9001）を取得していること。
(12) ２市での同時受託が可能なこと。
(13) 障害発生時、一報を受けて即座に対応できる体制を確保し、早急に原因調査・復旧作業を実施できること。

4. プロポーザルへの参加申込

(1) 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、様式１「プロポーザル参加申込書」と次に掲げる添付書類各2部を提出すること。写し可（発行後3か月以内のもの）

- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 納税証明書（市町村民税（特別区にあっては都民税）の滞納がない旨の証明書）
- 納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書）
  その3、その3の2、その3の3のいずれか
- 給水人口5万人以上の水道事業体でシステム導入実績が確認できるもの（様式任意）
- 情報セキュリティに関する認証（プライバシーマークまたは　ISO/IEC27001）が確認できるもの（写し等）
- 品質マネジメントシステムに関する認証（ISO9001）が確認できるもの（写し等）
- 会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業拠点等）が確認できるもの
  会社案内等パンフレットでも可

(2) 提出期限　令和8年11月24日（火）午後4時30分必着
(3) 提出先　舞鶴市上下水道部経営企画課
京都府舞鶴市字北吸1044番地　舞鶴市役所別館２階
(4) 提出方法　持参または郵送（電子メール及びFAXは不可）

5.　参加資格の審査

参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」により、令和8年11月30日（月）までに通知する。

(1)　参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格があること及び企画提案書提出の要請

(2)　参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がないこと及びその理由

6.　提案書等の提出

企画提案書提出の要請された参加事業者は、仕様書に基づき企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1)　提出書類

1　企画提案書（任意様式）

2　見積書及び積算内訳書（任意様式）

- 見積金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額（契約希望額の110分の100に相当する額）を記載すること。また、消費税額および税込金額も併記すること。
- 見積書および積算内訳書は、舞鶴市分と宮津市分に分け、それぞれの業務内容ごとに積算内訳書を添付すること。なお、システム構築費における共通費用の２市按分については、参加事業者が独自の合理的根拠に基づき算定し、その按分の算定基準等を積算内訳書に明記すること。

3　機能要件確認書

配布された電子データに必要事項を入力のうえ印刷して提出すること

4　直近2期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

5　上記1～4の提出書類の全データを格納した電子媒体（CD-R、DVD-R）

(2)　企画提案書の作成方法

企画提案書には、別紙１「企画提案書 提案項目」の項目を記載するものとする。

- 提出様式：任意様式（A4判、縦置き・横書き・左綴じを基本とする。図表等に限りA3判折込可）
- ページ数上限：表紙・目次を除き、50ページ以内
- 文字サイズ：原則として10.5ポイント以上（図表内等を除く）
- 提案書の内容：2市同一のものとし、共通内容と各市固有の内容を明確に記載すること

(3)　提出期限等

1　提出期限　令和8年12月21日（月）　午後4時30分必着

2　提出先　　「４.（３）提出先」と同じ

3　提出方法　持参または郵送（電子メール及びFAXは不可）

4　提出部数　正本2部、副本6部（複写可）

- 正本は、参加事業者名（会社名）を記載し、契約権限者印を押印すること。
- 副本は審査用とするため、表紙、本文、添付書類（財務諸表、見積書・積算内訳書等を含む）の全データ及び資料において、特定の事業者を識別・推測しうる名称、商標、ロゴその他の記載の一切を排除すること。

7.　提案にあたっての質問の受付および回答

提案に関する質問の受付および回答は以下のとおり。

(1)　提出期限　令和8年12月7日（月）　午後4時30分必着

(2)　提出先　　「４.（３）提出先」と同じ

(3)　質問方法　様式２「質問書」により、電子メールで提出をすること。質問対象とな

る資料名および項番等を明記した上で、簡潔な質問内容とすること。
なお、質問を提出する際は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答方法　各社より提示された質問ならびにその回答を一覧化し、令和8年12月14日（月）までにメールで回答をする。
質疑の回答について、メールの受信がない場合は必ず「４.（３）提出先」まで問い合わせを行うこと。質疑の回答を受けなかったことにより生じた不利益について、２市は責任を負わないこととする。

8. プロポーザルの辞退

参加事業者は、辞退届（様式任意）を持参または郵送により提出することで、プロポーザルの参加を辞退することができる。

9. 企画提案書の審査方法及び評価基準

(1) 評価委員会の設置
企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定を公平かつ公正に実施するため、２市共同で「舞鶴市・宮津市上下水道料金システム事業者選定評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(2) 評価委員会の委員
評価委員会の委員は、２市の職員から各３名、計６名をもって構成し、委員長及び副委員長を置くこととする。

(3) 審査方法
ア　企画提案書、プレゼンテーションの内容及び提案見積額について、評価基準に基づき、評価項目毎の評価点数の合計点数で競う方法とする。ただし、会社概要・実績の客観的な評価項目については、評価委員による採点ではなく、事務局による審査とする。
イ　応募者が多数の場合は、評価委員会委員長の一任のもと予備審査（書類選考）を実施し、３者程度に絞り込むものとする。
ウ　合計評価点が６割に満たない場合は、受託候補者に選定しない。
エ　審査は非公開とする。

(4) 評価基準等
プロポーザルに関する評価項目及び配点は別紙２「評価基準」のとおりとする。

(5) プレゼンテーション
ア　日時等　令和９年１月中旬（予定）
日時・場所等の詳細については、企画提案書提出後に調整する。
イ　時間
企画提案、デモンストレーション　60分以内（準備時間は含めない。）
質疑応答　20分程度
※必要に応じ時間を延長する場合がある。
ウ　出席者　５名まで
エ　その他
- 提案項目のうち「1. 会社概要・実績」については、事務局において事前に書類審査（客観評価）を行うため、プレゼンテーションにおける説明は不要とし、「2. 基本方針」以降の説明から開始すること
- 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用可とする。
- プレゼンテーションの実施においては、スクリーン以外の必要な機器は全て参加事業者が準備するものとする。

- プレゼンテーションの実施に際しては、評価委員のほかに、事務局及び事務従事経験者が同席する。
- デモンストレーションは、実機やデモ機を使い、「機能」「操作性」「セキュリティ」等に関する実演をすること。
- 提案内容を適切に把握、また円滑な契約を行うことを目的に、プレゼンテーションの音声は記録する。

10. 受託候補者の選定

(1)　企画提案書、プレゼンテーションの内容等により採点し、評価委員が採点した技術提案評価点の各委員の平均点数に、事務局が採点した評価点及び価格評価点数を合算した点数を合計評価点数とする。

(2)　合計評価点数により順位を決定し、点数が最も高い参加事業者を受託候補者として選定する。

(3)　評価点数が同点の事業者が複数ある場合は、見積額の低い者を優先受託候補者とする。

(4)　参加事業者が１者の場合でも、合計評価点が６割以上で評価委員会が優れていると認めた場合は、受託候補者として選定する。

11. 選定結果の通知

選定結果は、全参加事業者に対し文書で通知する。

ただし、選定結果に関する異議申立ては受け付けない。

非選定となった事業者から求めがあった場合は、その事業者の順位に限り文書で回答するものとし、審査内容及び他の事業者に関する説明要求は認めない。

12. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1)　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(2)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)　会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合

(4)　審査の公平性を害する行為があった場合

(5)　プレゼンテーションに理由なく欠席した場合

(6)　その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13. 契約に関する基本事項

(1)　本プロポーザルは、受託候補者を選定するもので、協議により合意に至らなかった場合は、第２順位の者と協議を行うものとする。

(2)　契約内容は、仕様書に基づき提出された企画提案書等によるものとする。ただし、受託候補者による追加提案及び発注者による追加要望に対し協議が整った場合は、協議内容に応じて契約額を決定し、契約を締結できるものとする。

(3)　協議が整った場合は、選定した事業者を相手方として、地方公営企業法施行令第21条の14第2号の規定及び２市が有する契約規定に基づき、各市で随意契約を締結する。

14. その他

(1)　企画提案に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2)　提出された企画提案書、見積書等は返却しない。

(3)　企画提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザル

に関する報告等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

15. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限
公告	令和8年11月16日（月）
参加申込書の提出期限	令和8年11月24日（火）
参加資格審査結果通知	令和8年11月30日（月）
質問書提出期限	令和8年12月7日（月）
質問書に対する回答	令和8年12月14日（月）
企画提案書提出期限	令和8年12月21日（月）
プレゼンテーションの実施	令和9年1月中旬
審査結果通知	令和9年1月下旬
契約締結	令和9年3月下旬

16.　契約担当部署

(1)　舞鶴市

〒625−8555　京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市上下水道部経営企画課総務係
TEL：0773−62−1633（直通）
FAX：0773−64−6488
E-mailアドレス：jg-keiei@city.maizuru.lg.jp
ホームページアドレス：https://www.city.maizuru.kyoto.jp

(2)　宮津市

〒626−8501　京都府宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市建設部上下水道課管理係
TEL：0772−45−1635（直通）
FAX：0772−25−1691
E-mailアドレス：kanri@city.miyazu.kyoto.jp
ホームページアドレス：https://www.city.miyazu.kyoto.jp